



熊本県公報

目次

告示	（漁港課）	一
公有水面埋立しゅん功認可	（畜産課）	三
臨時種畜検査の実施	（森林保全課）	三
保安林の指定の解除	（農地建設課）	四
農地等交換分合事務取扱要項の廃止	（道路維持課）	四
道路の区域変更	（農地建設課）	四
道路の供用開始	（道路維持課）	四
指定居宅介護支援事業所の指定	（高齢保健福祉課）	八
公告	（農村計画課）	八
県営土地改良事業計画変更	（商工政策課）	九
大規模小売店舗立地法に基づく届出	（農地建設課）	九
換地計画決定	（農地建設課）	九
熊本市計画都市高速鉄道事業の事業認可に伴う公告	（新幹線都市整備総室）	一〇
熊本市計画道路事業の事業認可に伴う公告	（農地建設課）	一〇

熊本市計画道路事業の事業認可に伴う公告

（新幹線都市整備総室）	一〇
（建設課）	一一
（農村計画課）	一一
（農地建設課）	一一
（教育委員会）	一三
（熊本地域保健医療推進協議会）	一三
（教育委員会）	一四
（選挙管理委員会）	一四
（農地建設課）	一五

開発行為に関する工事の完了
 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良区役員の退任
 換地処分

登載依頼

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

熊本地域保健医療推進協議会の会議の開催

教育委員会の会議の開催

直接請求にかかる連署基準数

（教育委員会）	一三
（熊本地域保健医療推進協議会）	一三
（教育委員会）	一四
（選挙管理委員会）	一四
（農地建設課）	一五

告示

熊本県告示第二百二十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき公有水面埋立てのしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 しゅん功認可年月日

平成十四年三月十五日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

天草郡大矢野町大字上一五一四番地 大矢野町

三 埋立区域

1 位置

天草郡大矢野町大字上字大手原五一〇四の六に隣接する無番地（堤）、五一〇四の六、五一三二の二及び五一三三の三地先並びに五一三三、五一三四、五一二六の二、五一八〇の四、五一八一の三、五一八二、字薬研迫五一九五の七、五一九五の六、五一九五の五、五一九五の一、五一九八の二、五一九九の一及び五一九八の一に隣接介

2 区域
在する無番地（道路、水路）地先公有水面

次の 地点から⁵⁸の地点までを順次直線で結んだ線、⁵⁸の地点から⁶¹の地点までを順次直線で結ぶ平成八年四月十五日付け熊本県指令河第一号の免許に係る埋立区域との境界線（DL+四・〇三メートルにより決定）及び⁶¹の地点と の地点を結ぶ平成八年秋分の日の満潮位（DL+四・〇三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 三等三角点大山（北緯三二度三六分三〇・一〇六秒、東経一三〇度二四分

五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

の地点 五二・二九九秒）から二〇三度三七分 一六〇〇・七メートルの地点

- 27 の地点 26 の地点から二二七度二七分 九・一メートルの地点
- 28 の地点 27 の地点から二二七度二八分 〇・五メートルの地点
- 29 の地点 28 の地点から二二七度二七分 四・二メートルの地点
- 30 の地点 29 の地点から二二七度二八分 〇・五メートルの地点
- 31 の地点 30 の地点から二二七度二七分 一五・五メートルの地点
- 32 の地点 31 の地点から二二九度二三分 〇・五メートルの地点
- 33 の地点 32 の地点から二二九度二二分 四・二メートルの地点
- 34 の地点 33 の地点から二二九度一三分 〇・五メートルの地点
- 35 の地点 34 の地点から二二九度四九分 七・三メートルの地点
- 36 の地点 35 の地点から二二九度三三分 六・八メートルの地点
- 37 の地点 36 の地点から二二八度一八分 〇・五メートルの地点
- 38 の地点 37 の地点から二二八度二二分 四・二メートルの地点
- 39 の地点 38 の地点から二二八度一八分 〇・五メートルの地点
- 40 の地点 39 の地点から二二九度五九分 七・三メートルの地点
- 41 の地点 40 の地点から二二四度四四分 六・八メートルの地点
- 42 の地点 41 の地点から二二五度三二分 〇・五メートルの地点
- 43 の地点 42 の地点から二二四度三三分 四・二メートルの地点
- 44 の地点 43 の地点から二二四度三一分 〇・五メートルの地点
- 45 の地点 44 の地点から二二四度〇九分 七・三メートルの地点
- 46 の地点 45 の地点から二二四度四七分 七・三メートルの地点
- 47 の地点 46 の地点から二二四度二五分 〇・五メートルの地点
- 48 の地点 47 の地点から二二四度二七分 四・二メートルの地点
- 49 の地点 48 の地点から二二四度二五分 〇・五メートルの地点
- 50 の地点 49 の地点から二二四度二七分 一五・八メートルの地点
- 51 の地点 50 の地点から二二四度二五分 〇・五メートルの地点
- 52 の地点 51 の地点から二二四度二七分 四・二メートルの地点
- 53 の地点 52 の地点から二二四度二五分 〇・五メートルの地点
- 54 の地点 53 の地点から二二四度二七分 一五・八メートルの地点
- 55 の地点 54 の地点から二二四度二五分 〇・五メートルの地点
- 56 の地点 55 の地点から二二四度二七分 四・二メートルの地点
- 57 の地点 56 の地点から二二四度二五分 〇・五メートルの地点
- 58 の地点 57 の地点から二二四度二七分 二二・九メートルの地点
- 59 の地点 58 の地点から二二八度三三分 一三・一メートルの地点
- 60 の地点 59 の地点から二二七度三五分 七・四メートルの地点

61の地点 60の地点から二二五度五〇分 一二・五メートルの地点
3 面積
九千二百二十五・一七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

天草郡大矢野町大字上字大手原五〇六、五一三〇の六、五一三〇の一、五一三〇の二、五一三〇の一、五一三三、字葉研迫五一九八の二及び五一九九の一、五一三〇の六、五一三〇の二及び五一三三の三並びに五一〇六、五一三〇の六、五一三〇の一、五一三〇の二、五一三三の一、五一三三、五一三三、五一二六の二、五一八〇の四、五一八一の三、五一八二、字葉研迫五一九五の七、五一九五の六、五一九五の五、五一九五の一、五一九八の二、五一九九の一及び五一九八の一に隣接介在する無番地（道路、水路）地内並びにこれらの地先公有水面

2 区域

次のアの地点からテの地点までを順次直線で結んだ線及びテの地点とアの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 三等三角点大山（北緯三二度三六分三〇・一〇六秒、東経一三〇度二四分五二・二九九秒）から二〇一度四分 一五八四・六メートルの地点

- イの地点 アの地点から二九四度三六分 四二・二メートルの地点
- ウの地点 イの地点から二四一度五九分 三九・三メートルの地点
- エの地点 ウの地点から二九九度一八分 二八・六メートルの地点
- オの地点 エの地点から二三二度四分 二二六・四メートルの地点
- カの地点 オの地点から二八度三三分 九一・九メートルの地点
- キの地点 カの地点から七三度二五分 五七・四メートルの地点
- クの地点 キの地点から七五度三三分 四四・九メートルの地点
- ケの地点 クの地点から六七度〇九分 一一・六メートルの地点
- コの地点 ケの地点から四四度一分 三三・一メートルの地点
- サの地点 コの地点から四四度二二分 二一・三メートルの地点
- シの地点 サの地点から四七度四八分 三八・六メートルの地点
- スの地点 シの地点から六〇度二九分 二八・七メートルの地点
- セの地点 スの地点から四五度三三分 一四・二メートルの地点
- ソの地点 セの地点から四五度二八分 三九・六メートルの地点
- タの地点 ソの地点から三九度一分 一六・一メートルの地点
- チの地点 タの地点から二六度三九分 一一・九メートルの地点

ツの地点 チの地点から三〇三度〇四分 六・八メートルの地点
テの地点 ツの地点から二九〇度〇九分 四二・五メートルの地点
3 面積
三万千八百七十一・八二平方メートル

五 埋立地の用途

護岸用地

公園緑地用地

六 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに大矢野町土木課

熊本県告示第二百三十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。
平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため

二 検査対象

家畜改良増殖法第四条第一項第二号に規定する牛の雄、馬の雄及び人工授精に供する豚の雄

三 検査の期日及び場所

期 日	場 所
平成十四年四月十日	古閑牧場（菊池郡菊陽町原水五八〇の一五七）

熊本県告示第二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 解除に係る保安林の所在場所 熊本県八代郡泉村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第二百三十二号

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草郡栖本町大字河内字赤木野五六五八の一・五六五八の三から五六五八の五まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由 農道用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに栖本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第二百三十三号

農地等交換分合事務取扱要項を廃止する要項を次のように定める。
平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

農地等交換分合事務取扱要項を廃止する要項
農地等交換分合事務取扱要項（昭和二十六年二月十五日熊本県告示第五十一号）は、廃止する。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成十四年三月二十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課にお

いて一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員		延長		備考
			前	後	前	後	
一般	稲佐津留	玉名市大字安楽寺字三十六	七・二	四〇・〇	四一〇・〇	四一〇・〇	単道改
一般	玉名線	八七番地先から 字前田 一四二番地先まで	二九・〇	六二・五	四一〇・〇	四一〇・〇	
"	"	玉名市大字安楽寺字海老 二〇三番地先から 玉名市大字津留字大川端 六〇七番三地先まで	一〇・六	四八・五	一、六五三・〇	一、六五三・〇	"

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十七日

熊本県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成十四年三月二十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等		主要地方道		一般国道		種類	
"		"		"		"	
鹿本郡菊鹿町大字松尾字東太古 井 六二九番一地从先から 同 所 大字池永 字柳迫 九番 地先まで		鹿本郡菊鹿町大字松尾字東太古 井 六二九番一地从先から 同 所 大字池永 字柳迫 九番 地先まで		天草郡苓北町都呂々字沖ノ田 二〇番一地从先から 同 所 字古里 一一七三番 七地先まで		鹿本郡菊鹿町大字山内字扇野 二〇九六番一地从先から 同 所 同 字 二〇八七番 地先まで	
後	前	後	前	後	前	後	前
四〇・六	一〇・八 一五・四	一九・八	九・六 三・八 五・八	一〇・〇	八・〇 一〇・〇	八・〇 九・〇	幅員 (メートル)
六四九・〇	一一九・〇	一五一・〇	一三〇・〇 一五一・〇	七〇・〇	七〇・〇	一一〇・〇	延長 (メートル)
"		移 旧 管 道		国道改		備考	

主要地方道		一般国道		"		"		主要地方道	
八代郡鏡町大字内田字弥米 八四四番六地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで		八代市二見下大野字諏訪脇 二四二番一地从先から 同 所 字諏訪前 二二九一―二番一―二地先まで		八代郡鏡町大字内田字稲雲 八六二番五地先から 同 所 同 字 八五六番一地先まで		"		八代郡鏡町大字山鹿字松坂 一〇六四番一地从先から 山鹿市熊入町字辺田 二六三番六地先まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
四・九	一〇・三	四・〇	一一・六	七・〇	九・〇	三・五	一一・五	五・〇	二二・〇
三二・九	三二・九	二七〇・〇	二七八・四	二〇九・三	二〇九・三	一八三・九	六六二・〇	五八六・〇	五八六・〇
単交安		単道改		白河改		"		移 旧 管 道	

山鹿市大字山鹿字松坂 一〇五一番一地从先から 字宥明堂 五〇二番地先まで		後	九・〇 } 三五・六	六六一・〇	
-----------------------------------------------	--	---	---------------	-------	--

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十七日

熊本県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月二十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等	道路の種類	路線名	区域変更する区間	前	後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
				前	後			
一般河陰	阿蘇郡長陽村大字河陽字仁連森	一三四九番四地从先から	一九八七番二地先まで	後	前	五・〇 }	六三三・七	旧道
				〇・〇	二一〇・〇	〇・〇	移管	

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十七日

熊本県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月二十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び区域変更する区間等	道路の種類	路線名	区域変更する区間	前	後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
				前	後			
主要地方道 黒木鹿北線	同	同	同	後	前	四・七 }	三六九・〇	緊道整
				一八・二 } 七一・二	四・四	六五・四 } 四五・七	三六九・〇	
一般河津留	山鹿市小坂字津留田	三一六二番一地从先から	一五四二番 地先まで	後	前	一四・二 } 四・四	一、五二〇・〇	単道改
				一三・〇	四・四	一、四六〇・〇	一、五二〇・〇	

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十七日

熊本県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月二十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間		幅員 (メートル)		延長 (メートル)		備考
		前	後	前	後	前	後	
主要地方道	鹿本線	鹿本	同	〃	〃	二二・六	二二・六	旧道 移管
		原	〃	〃	〃	二七・八	二七・八	
一般県道	大牟田大牟田	八代市郡築十二番町	〃	〃	〃	五・七	五・七	単橋改
		〃	〃	〃	〃	九・七	九・七	
"	中津道	八代郡坂本村大字西部は字笹尾	〃	〃	〃	四・〇	四・〇	緊道整
		〃	〃	〃	〃	二七六・五	二七六・五	
"	八代線	同	〃	〃	〃	二二・五	二二・五	緊道整
		〃	〃	〃	〃	二七六・五	二七六・五	

二 区域変更する期日 平成十四年三月二十七日

熊本県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月二十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	湯前線	球磨郡湯前町字中園 四六八二番二地先から 同 字 四六四八番一地先まで	一三三・四	単道改
"	"	球磨郡錦町大字一武字吉原 二三五七番 地先から 同 字 二四五〇番一地先まで	三三〇・〇	緊道整
一般県道	梶屋多良木線	球磨郡多良木町大字黒肥地字下大野 八八九番一地先から 同 字 八八四〇番 地先まで	一六二・〇	単道改
"	神瀬線	球磨郡球磨村大字一勝地字大坂間 七八八番地先から 字下村 一一四一番一地先まで	二八五・〇	"

二 供用開始する期日 平成十四年三月二十七日

熊本県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月二十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲佐津留 玉名線	玉名市大字津留字川面 九七番地先から 字南口 四六番一地先まで	二四六・五	河災 復緊

二 供用開始する期日 平成十四年三月二十七日

熊本県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月二十七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉 水上線	球磨郡多良木町大字黒肥地字小林 一五四番一〇地先から 字茂原 一六二六番 五地先まで	一五八・〇	単橋改
"	有明 倉岳線	天草郡倉岳町大字浦字名桐口 三二九五番 地先から 同 字 三二九七番七地先まで	一八五・〇	単道改
"	松島 馬場線	天草郡松島町大字教良木字銭下シ 一三二七番一地先から 同 字 一三二九番三地先まで	五二・〇	"

二 供用開始する期日 平成十四年三月二十七日

主要地方道	松島 馬場線	天草郡栖本町大字河内字大原 二八〇七番二地先から 同 字 二八四八番二地先まで	二八〇・〇	単道改
一般県道	五木 多良木線	球磨郡多良木町大字黒肥地字藪田 四三六五番一地先から 字茂原 一六二六番二地先まで	九二・〇	単橋改

熊本県告示第二百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 むつみ 荒尾市荒尾三百七十七番地一	医療法人社団昭和会	平成十四年三月一日

公 告

熊本県告示第百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県管大矢野南部地区土地改良事業（農業用道路）計画を変更したので、同条第六項で準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立てられたい。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

一 縦覧に供する書類の名称

- 二 縦覧期間
平成十四年三月二十八日から平成十四年四月二十四日まで
- 三 縦覧場所
大矢野役場

熊本県公告第九十三号

大規模小売店舗立地法平成十年法律第九十一号第五条第一項の規定による届出があったので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスト電器八代店
八代市旭中央通四一三
- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ベスト電器 福岡市中央区那の津二丁目一番十二号
代表取締役 北田稜光
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ベスト電器
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十四年十一月十五日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、〇六七平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の収容台数
七十二台
2 駐輪場の収容台数
六八台
3 荷さばき施設の面積
九三平方メートル
4 廃棄物等の保管施設の容量

三〇立方メートル

- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻午前十時
閉店時刻午後九時
- 2 来客が主な駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三〇分から午後九時三〇分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数
四か所
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後七時まで
- 八 届出年月日
平成十四年三月八日
- 九 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成十四年三月二十七日から平成十四年七月二十六日まで

熊本県公告第九十四号

県営山東地区第四一三工区土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に異議を申し立てられたい。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 縦覧の期間 平成十四年三月二十八日から
平成十四年四月二十四日まで
- 二 縦覧の場所 植木町土地改良区事務所
- 三 縦覧に供する書類の名称
1 換地設計書
2 各筆換地明細書
3 清算金明細書
4 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第九十五号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 熊本県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十四年九州地方整備局告示第二十五号熊本都市計画都市高速鉄道事業九州旅客鉄道鹿児島本線及び九州旅客鉄道豊肥本線
- 三 事務所の所在地 熊本県熊本市春日一丁目十五番二十五号
- 四 事業施行期間 平成十四年三月十一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 五 事業地

収用の部分 熊本県熊本市上熊本二丁目、花園一丁目、段山本町、新町三丁目、新町四丁目、鳥崎一丁目、横手一丁目、横手二丁目、春日四丁目、春日三丁目、春日六丁目、田崎一丁目、蓮台寺四丁目及び田崎本町地内

使用の部分 熊本県熊本市上熊本二丁目、花園一丁目、段山本町、新町三丁目、新町四丁目、鳥崎一丁目、横手一丁目、横手二丁目、春日三丁目、春日六丁目、田崎一丁目、及び蓮台寺四丁目地内

熊本県公告第九十六号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 熊本県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十四年九州地方整備局告示第二十六号熊本都市計画画道路事業七・七・六号鹿児島本線側道四号線
- 三 事務所の所在地 熊本県熊本市春日一丁目十五番二十五号
- 四 事業施行期間 平成十四年三月十一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 五 事業地

収用の部分 熊本県熊本市新町四丁目、横手一丁目及び横手二丁目地内

使用の部分 熊本県熊本市新町四丁目、横手一丁目及び横手二丁目地内

熊本県公告第九十七号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 熊本県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十四年九州地方整備局告示第二十七号熊本都市計画画道路事業七・七・七号鹿児島本線側道五号線
- 三 事務所の所在地 熊本県熊本市春日一丁目十五番二十五号
- 四 事業施行期間 平成十四年三月十一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 五 事業地

収用の部分 熊本県熊本市新町四丁目及び横手一丁目地内

使用の部分 なし

熊本県公告第九十八号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 施行者の名称 熊本県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十四年九州地方整備局告示第二十八号熊本都市計画画道路事業七・七・十号鹿児島本線側道八号線
- 三 事務所の所在地 熊本県熊本市春日一丁目十五番二十五号
- 四 事業施行期間 平成十四年三月十一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 五 事業地

収用の部分 熊本県熊本市段山本町及び新町三丁目地内

使用の部分 熊本県熊本市段山本町及び新町三丁目地内

熊本県公告第九十九号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 施行者の名称 熊本県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十四年九州地方整備局告示第二十九号熊本都市計画道路事業七・七・十二号鹿児島本線側道十号線
- 三 事務所の所在地 熊本県熊本市春日一丁目十五番二十五号
- 四 事業施行期間 平成十四年三月十一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 五 事業地
- 収用の部分 熊本県熊本市段山本町地内
- 使用の部分 熊本県熊本市段山本町地内

熊本県公告第二百号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 施行者の名称 熊本県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十四年九州地方整備局告示第三十号熊本都市計画道路事業七・七・十三号鹿児島本線側道十一号線
- 三 事務所の所在地 熊本県熊本市春日一丁目十五番二十五号
- 四 事業施行期間 平成十四年三月十一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 五 事業地
- 収用の部分 熊本県熊本市花園一丁目及び段山本町地内
- 使用の部分 熊本県熊本市花園一丁目及び段山本町地内

熊本県公告第二百一十号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 施行者の名称 熊本県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十四年九州地方整備局告示第三十一号熊本都市計

画道路事業七・七・十四号鹿児島本線側道十二号線

三 事務所の所在地 熊本県熊本市春日一丁目十五番二十五号

四 事業施行期間 平成十四年三月十一日から平成二十六年三月三十一日まで

五 事業地

収用の部分 熊本県熊本市花園一丁目地内
使用の部分 熊本県熊本市花園一丁目地内

熊本県公告第二百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。
平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字幾久富字下沖野一八六三番一及び同一八六四番一千二百三十五・五三平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡合志町大字幾久富一九四七番地
安武 次四郎

熊本県公告第二百一十号

八代市八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。
平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退任

役職名	氏 名	住 所
理事	沖田 嘉典	八代市中片町一八三番地
"	市村 慎一	八代郡千丁町大字古閑出一九〇六番地の一
"	福岡 達期	八代郡鏡町大字貝洲一五六番地
"	平岡 啓輔	八代郡宮原町大字宮原村一六三番地
"	岡田 啓實	八代市東片町三〇三番地
"	秋野 安男	八代市松江本町三番四号
"	黒川 春男	八代市海士江町二六五八番地

理事	監事
中村 嗣榮	鈴木田 幸一
八代市古閑浜町三五二七番地	八代郡鏡町大字貝洲六四三番地
森内 勲	岩田 一芳
八代市永碓町一〇五五番地	八代郡千丁町大字古閑出新一四五三番地の四
高浪 隼光	福田 富雄
八代市沖町三六三三番地	八代市岡町小路五七六番地
湯野 芳春	廣瀬 嗣弘
八代市郡築二番町三三番地	八代市昭 and 明徴町三二六番地の四
松浦 輝幸	浦川 武臣
八代市郡築四番町五七番地の二	八代郡鏡町大字北新地八五四番地
谷口 邦秋	福山 忠雄
八代市郡築七番町四六番地の二	八代郡鏡町大字北新地四〇一番地
岩本 貢	河原 繁則
八代市郡築八番町一〇一番地	八代郡鏡町大字貝洲一四五三番地二九
喜多川 隆	平原 繁則
八代市郡築一一番町一五一番地	八代郡鏡町大字野崎二五番地四
東家 孝賢	吉永 武久
八代市昭 and 日進町五番地の五	八代郡鏡町大字両出九六二番地
河瀬 輝雄	宮田 貞雄
八代市明徴町七四七番地の六	八代郡鏡町大字出六五番地
麓 昭生	生田 幸男
八代市興善寺町三二番地	八代郡鏡町大字鏡村一四三番地
本島 昭生	中田 明保
八代市古麓町一〇〇五番地	八代郡鏡町大字鏡町七一一番地
橋本 幸生	上村 正治
八代郡千丁町大字太牟田四四九番地の二	八代郡鏡町大字上鏡四七七番地
吉野 賢一	早川 確男
八代郡千丁町大字新牟田一九一六番地の六	八代郡鏡町大字上鏡四七七番地
西田 惣市	森田 幸晴
八代郡千丁町大字古閑出五六番地の二	八代郡千丁町大字古閑出二七六二番地
吉野 幸一	吉永 武久
八代郡千丁町大字吉王丸三七四番地	八代郡鏡町大字出六五番地
橋本 幸生	宮田 貞雄
八代郡千丁町大字吉王丸三七四番地	八代郡鏡町大字出六五番地
本島 昭生	生田 幸男
八代市古麓町一〇〇五番地	八代郡鏡町大字鏡村一四三番地
麓 昭生	中田 明保
八代市興善寺町三二番地	八代郡鏡町大字鏡町七一一番地
谷口 繁雄	上村 正治
八代市明徴町七四七番地の六	八代郡鏡町大字上鏡四七七番地
河瀬 輝雄	早川 確男
八代市昭 and 日進町五番地の五	八代郡鏡町大字出六五番地
東家 孝賢	吉永 武久
八代市昭 and 日進町五番地の五	八代郡鏡町大字出六五番地
喜多川 隆	宮田 貞雄
八代市郡築一一番町一五一番地	八代郡鏡町大字出六五番地
岩本 貢	生田 幸男
八代市郡築八番町一〇一番地	八代郡鏡町大字鏡村一四三番地
谷口 邦秋	中田 明保
八代市郡築七番町四六番地の二	八代郡鏡町大字上鏡四七七番地
松浦 輝幸	上村 正治
八代市郡築四番町五七番地の二	八代郡鏡町大字上鏡四七七番地
湯野 芳春	早川 確男
八代市郡築二番町三三番地	八代郡鏡町大字出六五番地
高浪 隼光	吉永 武久
八代市沖町三六三三番地	八代郡鏡町大字出六五番地
森内 勲	宮田 貞雄
八代市永碓町一〇五五番地	八代郡鏡町大字出六五番地
中村 嗣榮	生田 幸男
八代市古閑浜町三五二七番地	八代郡鏡町大字鏡村一四三番地

就任	役職名	氏名	住 所
理事	氏名	住所	住所
沖田 嘉典	沖田 嘉典	八代市巾片町一八三番地	八代市巾片町一八三番地
市村 慎一	市村 慎一	八代郡千丁町大字古閑出一九〇六番地の二	八代郡千丁町大字古閑出一九〇六番地の二
福島 達期	福島 達期	八代郡鏡町大字貝洲一五六番地	八代郡鏡町大字貝洲一五六番地
平岡 啓輔	平岡 啓輔	八代郡宮原町大字宮原村一六三番地	八代郡宮原町大字宮原村一六三番地
上村 八郎	上村 八郎	八代市上片町一五三二番地	八代市上片町一五三二番地
竹下 信弘	竹下 信弘	八代市島田町一五六四番地	八代市島田町一五六四番地
西田 健二	西田 健二	八代市海士江町三〇八四番地	八代市海士江町三〇八四番地
上村 満	上村 満	八代市田中町三一五番地	八代市田中町三一五番地
宮本 茂	宮本 茂	八代市高小原町一三〇三番地の二	八代市高小原町一三〇三番地の二
深名 勝	深名 勝	八代市井揚町三六九一番地	八代市井揚町三六九一番地
湯野 芳春	湯野 芳春	八代市郡築二番町三三番地	八代市郡築二番町三三番地
白石 親次	白石 親次	八代市郡築六番町五三番地	八代市郡築六番町五三番地
谷口 邦秋	谷口 邦秋	八代市郡築七番町四六番地の二	八代市郡築七番町四六番地の二
岩本 貢	岩本 貢	八代市郡築八番町一〇一番地	八代市郡築八番町一〇一番地
福田 良一	福田 良一	八代市郡築一〇番町九〇番地の二	八代市郡築一〇番町九〇番地の二
堀 文雄	堀 文雄	八代市昭 and 日進町一五三番地	八代市昭 and 日進町一五三番地
河瀬 文雄	河瀬 文雄	八代市昭 and 明徴町七四七番地	八代市昭 and 明徴町七四七番地
村上 日出喜	村上 日出喜	八代市岡町谷川一一九五番地	八代市岡町谷川一一九五番地
吉井 義孝	吉井 義孝	八代市宮地町五五二番地	八代市宮地町五五二番地
本島 義孝	本島 義孝	八代郡千丁町大字太牟田四四九番地の二	八代郡千丁町大字太牟田四四九番地の二
扇塚 秀明	扇塚 秀明	八代郡千丁町大字吉王丸一〇三三番地	八代郡千丁町大字吉王丸一〇三三番地
久保田 義徳	久保田 義徳	八代郡千丁町大字新牟田九九六番地	八代郡千丁町大字新牟田九九六番地
桶田 信一	桶田 信一	八代郡千丁町大字古閑出三三番地の三	八代郡千丁町大字古閑出三三番地の三
星 永如	星 永如	八代郡千丁町大字古閑出二八二番地	八代郡千丁町大字古閑出二八二番地
早川 和美	早川 和美	八代郡鏡町大字上鏡四四一番地	八代郡鏡町大字上鏡四四一番地
松永 英徳	松永 英徳	八代郡鏡町大字内田一二五番地	八代郡鏡町大字内田一二五番地
西岡 雄	西岡 雄	八代郡鏡町大字芝口二二三番地	八代郡鏡町大字芝口二二三番地
石村 正	石村 正	八代郡鏡町大字野崎九八六番地	八代郡鏡町大字野崎九八六番地
園田 義春	園田 義春	八代郡鏡町大字両出五三一一番地	八代郡鏡町大字両出五三一一番地
黒木 徳行	黒木 徳行	八代郡鏡町大字出七七一番地	八代郡鏡町大字出七七一番地
松岡 建昭	松岡 建昭	八代郡鏡町大字貝洲一一六四番地	八代郡鏡町大字貝洲一一六四番地
堀田 幸男	堀田 幸男	八代郡鏡町大字北新地一三一八番地	八代郡鏡町大字北新地一三一八番地

理事	上田 敏光	八代郡鏡町大字北新地九二三番地
監事	平崎 正男	八代郡鏡町大字下村一六四九番地
吉 永 隆	八代市上日置町二五六九番地	
森 太夫	八代市川田町西一三三七番地	
岩 田 一 芳	八代郡千丁町大字古閑出新二四五三番地の四	
岩 本 三 智 也	八代郡鏡町大字塩浜一一番地	

熊本県公告第二百四号

八代市八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があつた。
平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理事	沖田 嘉典	八代市中片町一八三番地

熊本県公告第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、砥用町北川浩一郎から田中地区の換地処分をした旨の届出があつた。
平成十四年三月二十七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登 載 依 頼

熊本県教育委員会訓令第二号

本庁各課（室）
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十七日

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子
熊本県教職員住宅管理規程（昭和四十年熊本県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中、「総務福利課長」を「総務企画課長」に改める。

別表熊本県教職員八代第一住宅の項中、「住居専用面積」を「住居専有面積」に改め、同表熊本県教職員芦北住宅の項中、「芦北郡芦北町道川内字前田一七〇一 五、一〇〇円

「を」を「芦北郡芦北町花岡字椋島一八一七 一、六〇〇円

「に改め、同表熊本県立蘇陽高等学校職員住宅の項中、「阿蘇郡蘇陽町滝上字前鶴四

八六一三 五、一〇〇円」を削り、同表熊本県立芦北高等学校職員住宅の

項を削り、同表熊本県立牛深高等学校職員住宅の項中、「牛深市牛深町字須口一〇四八

二五、一〇〇円」を削り、同表「熊本県立天草西高等学校職員住宅」を

「熊本県立天草高等学校天草西校職員住宅」に改め、同表熊本県立大矢野高等学校職員住

宅の項中、「天草郡大矢野町中字拾四把五四九〇一三 五、一〇〇円」を

削る。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本地域保健医療推進協議会公告第二号

熊本地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

平成十四年三月二十七日

熊本地域保健医療推進協議会

会長 豊 田 大 徳

一 開催日時

平成十四年三月二十九日（金）

午前十時から

二 開催場所

熊本市花畑町一の十

産業文化会館六階 第五会議室

三 議題

1 平成十四年度保健事業計画について

2 第四次熊本地域保健医療計画策定について

3 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁十八番一

熊本地域保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課）

電話〇九六一三八三一一一一

熊本県教育委員会公告第三号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成十四年三月二十七日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

一 開催日時

平成十四年四月二日（火）午後二時から

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁行政棟新館七階 教育委員会室

三 議題（予定）

1 熊本県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則の制定について

2 熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正について

3 熊本県育英資金貸与規則の一部改正について

4 教育職員免許状に関する規則の一部改正について

5 熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部改正について

6 熊本県営熊本城プール使用規則の廃止について

7 その他

四 傍聴人の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴受付は、会議当日午後一時三十分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に、傍聴整理券を配付する。

2 午後一時五十分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後一時五十分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。

3 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。

七 非公開の案件

議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県教育委員会事務局総務企画課総務係

（電話〇九六一三八三一一一一 内線六六一三）

熊本県選挙管理委員会告示二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及び同法第七十五条第五項の規定に基づきその総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第四項、同法第八十一条第二項、同法第八十六条第四項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律百六十二号）第八条第二項の規定に基づきその総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年三月二十七日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

その総数の五十分の一の数 二九、五九八

その総数の三分の一の数 四九三、二九〇

熊本県選挙管理委員会告示二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第四項の規定に基づくその総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年三月二十七日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

選挙区名

熊本市選挙区	一七、三四七
八代市選挙区	二八、一七〇
人吉市選挙区	一〇、〇三三
荒尾市選挙区	一五、五二三
水俣市選挙区	八、三〇三
玉名市選挙区	一一、〇二三
本渡市選挙区	一〇、五八六
山鹿市選挙区	八、八五九
牛深市選挙区	五、一二五
菊池市選挙区	七、二二七
宇土市選挙区	九、九八五
宇土郡選挙区	五、五七二
下益城郡選挙区	二二、五六四
玉名郡選挙区	二〇、六〇九
鹿本郡選挙区	一五、六五七
菊池郡選挙区	三三、九五三
阿蘇郡選挙区	二〇、九七六
上益城郡選挙区	二二、五五一
八代郡選挙区	一三、三七八
芦北郡選挙区	七、七五一
球磨郡選挙区	一七、六九四
天草郡上島選挙区	一四、六九八
天草郡下島選挙区	九、七一五

発行所 熊本
平成十四年三月二十七日印刷
平成十四年三月二十七日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%